

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十三号

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則

広島県営住宅管理規則（平成十年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。  
別表第一号の表中

県営あさひが丘住宅	広島市安佐北区あさひが丘五丁目	を
県営船越住宅	広島市安芸区船越一丁目	
県営あさひが丘住宅	広島市安佐北区あさひが丘五丁目	に、
県営宮原住宅	竹原市下野町	を
県営成井住宅		
県営成井住宅	竹原市下野町	に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。